

学校感染症による出席停止について

学校感染症の疑いのある場合は、必ず医師の診断を受けてください。学校感染症と診断された場合は、下記の基準を参考に医師の指示に従って自宅で療養してください。学校感染症に罹患して休んだ場合は出席停止扱いとなります。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いになりません。）

医師より感染のおそれがないと診断されましたら、「学校において予防すべき感染症による欠席届」に医師の証明をもらい、保護者捺印のうえ、すみやかに担任にご提出ください。

なお、「[学校において予防すべき感染症による欠席届](#)」の用紙はPDFファイルをダウンロードしてA4サイズで印刷してご利用ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘瘡 ○ペスト ○マールブルグ熱 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○南米出血熱 ○ジフテリア ○SARS ○鳥インフルエンザ ○新型インフルエンザ等感染症 ○指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	○インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	○水痘（水ぼうそう）	全ての発疹痂皮化するまで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が後退した後2日を経過するまで
第三種	○結核 ○髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	○腸管出血性大腸菌感染症 ○流行性角結膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで
	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸チフス	
	○パラチフス ○急性出血性結膜炎	
	○その他の伝染病	

*出席停止期間の基準：学校保健安全法施行規則の一部改正により、平成24年4月1日より施行

平成 年 月 日

大妻嵐山中学校・高等学校長 様

主治医より出席停止期間は以下のとおりと指示されましたので、本日より登校します。

第 学年 組 番 氏名

保護者氏名

印

学校において予防すべき感染症による出席停止期間と治癒証明

医師記入欄

(感染症名を○で囲んでください。また、出席停止期間等をご記入ください。)

学校において予防すべき感染症の種類

《第一種》

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 ペスト
マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 南米出血熱 ジフテリア
特定鳥インフルエンザ 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)
中東呼吸器症候群 (MARSコロナウイルス)

《第二種》

インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 (はしか)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) 風疹 (三日ばしか) 水痘 (水ぼうそう)
咽頭結膜熱 (プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

《第三種》

腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 コレラ 細菌性赤痢
腸チフス パラチフス 急性出血性結膜炎
その他の感染症 ()

※その他の感染症：学校での流行を防ぐため、出席停止の措置が必要となり得る感染症
例：溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・伝染性紅斑・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症
手足口病・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) など

出席停止期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
--------	-----------------------------

上記期間治療を要しましたが、治癒したため登校して差し支えないことを証明します。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印